

# 志布志港食品輸出小口混載貨物助成事業

志布志港湾振興協議会

## ◆事業目的◆

食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円(2030年まで)に設定(令和2年3月31日)したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口貨物をコンテナに混載し輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成し、食品輸出の促進を図ることを目的としています。

## ◆助成内容◆

| 対象者   | 要件  | 助成額  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業</li><li>・船荷証券(B/L)の出しの荷主企業</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ貨物</li><li>・通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物</li><li>・複数企業によるコンテナ混載の食品貨物</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・4千円／1t若しくは1 m<sup>3</sup></li><li>・1コンテナへ混載する小口貨物助成限度額1万2千円／1荷主</li><li>・年間助成金限度額12万円／1荷主</li></ul> |

## ◆申請方法◆

混載貨物の荷主が①単独で助成金交付申請を行うか、②他の混載貨物荷主の同意を得て混載貨物荷主の代表者(商社等)として一括して助成金交付申請を行うかの2つの方法があります。

### (1) 助成金申請に必要な書類

- ・助成金交付申請書(様式第1号)
- ・助成金申請代表者同意確認書(様式第2号) ※荷主代表者による申請の場合
- ・船荷証券(B/L)の写し
- ・輸出許可通知書の写し
- ・輸出小口混載貨物輸送証明書(様式第3号) ※国内定期航路利用時のみ
- ・定款及び法人の登記事項証明書 ※志布志市輸出関連助成金新規利用者のみ

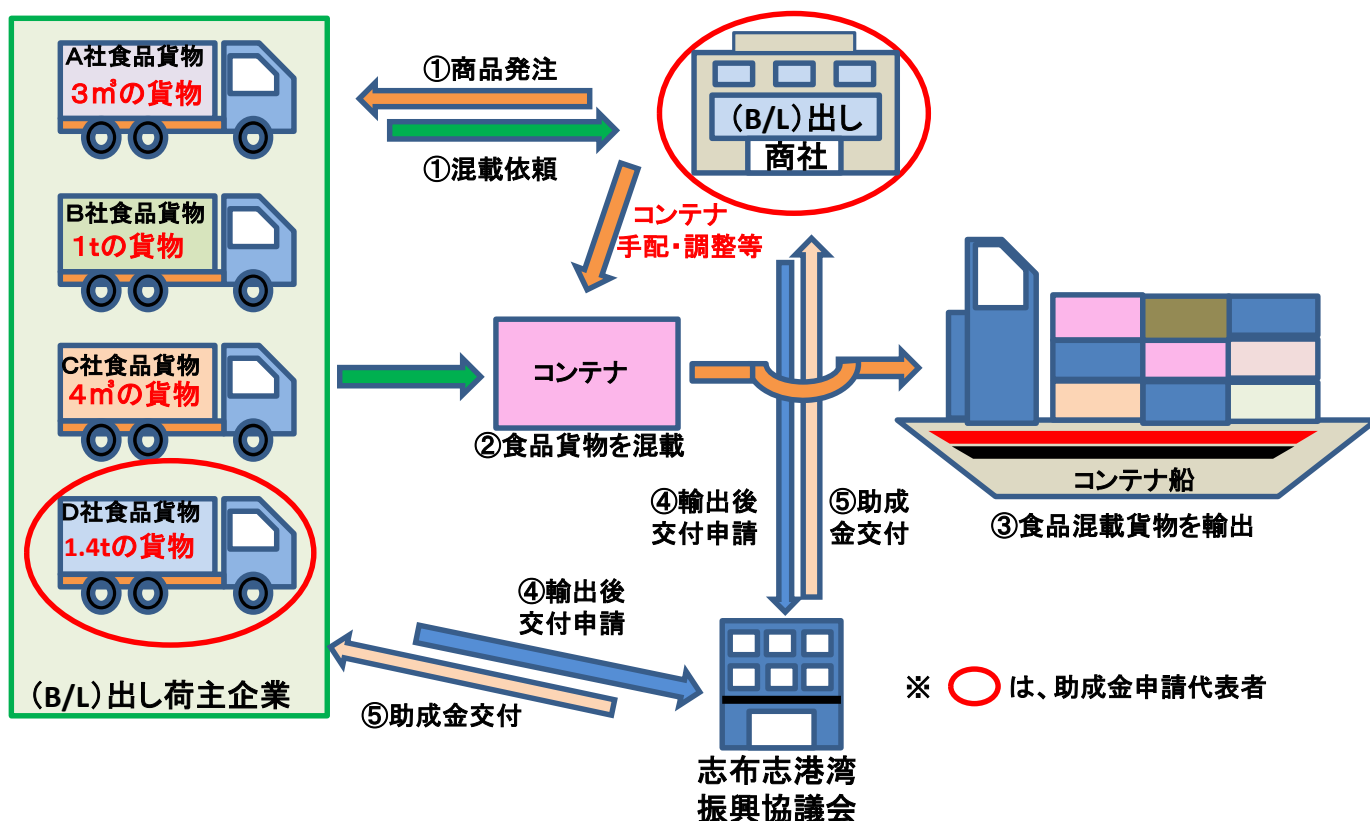
### (2) 助成金請求に必要な書類

- ・助成金交付請求書(様式第5号)
- ・助成金交付決定通知書(様式第4号)の写し ※当協議会からの決定通知書

### (3) その他

- ・助成金交付申請は、混載する荷主毎又は、荷主代表者が一括して申請が可能
- ・助成金の交付も混載する荷主毎又は、荷主代表者へ一括して交付が可能

# 食品輸出小口混載貨物助成イメージ



## 【助成金交付例】

- 助成額は、重量若しくは体積1/t、 $m^3$ 当たり 4,000円、端数は切上げ。  
1コンテナ1社当たりの助成限度額は、12,000円。

### 各企業(荷主)の助成額

- ・A社の助成額 **12,000円** ( $4,000円 \times 3m^3$ )
- ・B社の助成額 **4,000円** ( $4,000円 \times 1t$ )
- ・C社の助成額 **12,000円** ( $4,000円 \times 4m^3$  助成額上限)
- ・D社の助成額 **8,000円** ( $4,000円 \times 1.5t$  端数切上)

★ 総額で1コンテナ当たりの助成額は、**36,000円**となる。

※ ★の助成総額は、混載企業の重量・体積によって変わります。

○の商社、D社が小口貨物の調整・コンテナの手配等を行い、□の外輸出企業分の同意を得て、助成金申請代表者同意書を提出した場合、一括して★の助成金の交付を受けることが可能。

## 【お問い合わせ】

〒899-7192

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志港湾振興協議会事務局(志布志市役所 港湾商工課港湾振興係内)

TEL: 099-472-1111(内線253) FAX: 099-473-2203

MAIL: kouwansinkou@city.shibushi.lg.jp